○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪医療刑務所新営（電気設備）工事

⑶　工事場所　大阪府堺市堺区田出井町８―80

⑷　敷地面積　18,575㎡（庁舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎棟　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造２階　建築面積　1,159㎡　延べ面積　2,020㎡　工事種別　新設

イ　棟名　医療管理棟　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　1,288㎡　延べ面積　3,964㎡　工事種別　新設

ウ　棟名　病室棟　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造６階　建築面積　1,872㎡　延べ面積　8,948㎡　工事種別　新設

エ　棟名　車庫・鍛錬場　建物用途　車庫・体育館　構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　448㎡　延べ面積　1,119㎡　工事種別　新設

オ　棟名　門衛所　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　56㎡　延べ面積　９㎡　工事種別　新設

カ　棟名　哨舎（大門）　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　６㎡　延べ面積　６㎡　工事種別　新設

キ　棟名　倉庫棟　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　40㎡　延べ面積　33㎡　工事種別　新設

ク　棟名　ポンプ室棟　建物用途　ポンプ室　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　10㎡　延べ面積　10㎡　工事種別　新設

ケ　棟名　運動用具庫　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　16㎡　延べ面積　16㎡　工事種別　新設

コ　棟名　渡り廊下１　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　24㎡　延べ面積　24㎡　工事種別　新設

サ　棟名　渡り廊下２―１　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　20㎡　延べ面積　39㎡　工事種別　新設

シ　棟名　渡り廊下２―２　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　14㎡　延べ面積　29㎡　工事種別　新設

ス　棟名　渡り廊下３　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　81㎡　延べ面積　13㎡　工事種別　新設

セ　棟名　単独運動場　建物用途　運動場　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　５㎡　延べ面積　０㎡　工事種別　新設

ソ　棟名　仮渡り廊下　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　82㎡　延べ面積　202㎡　工事種別　新設

タ　工事種目　電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式

チ　その他　模様替（女子病棟、西収容棟、保護室棟）、改修（医療管理棟（既設））、屋外設備

ツ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　令和５年３月31日まで（指定部分１（病室棟、哨舎（大門）ほか）は令和４年４月22日まで、指定部分２（庁舎棟、医療管理棟ほか）は令和５年１月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材　配電盤一式（総変圧器容量約3,300kVA）、自家発電機一式（約1,000kVA）、直流電源装置一式（約100Ah）

⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑿　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

２　競争参加資格

単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。

Ａ　単体有資格者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成31・32年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。

⑷　平成17年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積7,000㎡以上

㋓　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

㋔　工事種目　電気工事（①又は②を含むもの）①動力設備及び電灯設備、②通信設備

㋕　施工期間　基礎工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　建物規模　上記ア㋒に同じ

㋓　建築種別　上記ア㋓に同じ

㋔　工事種目　上記ア㋔に同じ

㋕　施工期間　上記ア㋕に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。